（第10号様式）

大阪市習い事・塾代助成カード利用登録内容異動届

令和　　年　　月　　日

（あて先）　大 阪 市 長

大阪市習い事・塾代助成カードの利用登録内容に異動がありましたので、次の項目に同意した上で、届け出ます。

(1) カードは、券面に記載された本人が学校外教育サービスを受ける際の費用の助成を受けるために使用するものであり、他人に使用させてはならず、また、カードの換金、交換、譲渡、寄託、質入、担保提供等を行わないこと。
(2) 虚偽の申請によりカードの利用登録を受け、若しくは利用登録を受けようとした場合、他人に代わり助成を受けようとした場合、他人に助成を受けさせようとした場合、又は、偽りその他不正な行為を行った場合は、不正に助成を受けた金額及びカードを大阪市へ直ちに返還しなければならないこと。なお、これらの不正な行為を行った者は、今後、本事業の対象とならない場合があること。
(3) 利用登録申請に不備がある場合には不備が補正されたのちの審査となるため、大阪市から委託を受けた運営事業者の指示に従い、不備を補正すること。申請者が相当の期間内に不備の補正を行わなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなされること。
(4) 申請内容に変更が生じた場合は、大阪市から委託を受けた運営事業者を通じて速やかに大阪市長に申し出ること。また、大阪市での資格再審査により助成資格を喪失する場合は、喪失した期間に助成を受けた金額を返還すること。
(5) 本申請に基づく資格審査に際して、関係公簿（申請者・利用者及びその世帯の住民基本台帳等）を大阪市が閲覧すること。また、公簿で確認できない事項については関係書類を提出すること。
(6) 大阪市から委託を受けた運営事業者が、申請に関わる個人情報や参画事業者が保有する通塾状況等の個人情報を取り扱うこと。
(7) 利用登録決定後、助成の要件について疑義が生じた場合は、助成が行われない場合があること。
(8) 参画事業者が提供する学校外教育サービスの内容、安全性、その他品質を大阪市が保証するものではなく、万一、サービスの利用等において事故等により申請者、利用者、その他関係者に損害が発生した場合でも大阪市及び大阪市から委託を受けた運営事業者が一切の責任を負わないこと。
(9) 大阪市習い事・塾代助成事業実施要綱を遵守すること。

■記入例をよくご確認のうえ記入してください。

届出者	フリガナ		
	現申請者氏名	（姓）	（名）
	フリガナ		
	新申請者氏名	（姓）	（名）
	住所		
	電話番号	－　　－	－　　－
利用者	フリガナ		
	カード印字氏名	（姓）	（名）
利用者コード			
生年月日			
変更理由 ※該当するものすべてを選択	☐ 住所変更［☐市内　☐市外］☐ 電話番号の変更　☐ 申請者の変更 ☐ その他の変更（　　）		

変更年月日 （下記の変更があった日）
令和 年　　月　　日

■ここからは、変更があった事項のみ記入してください。（変更があった項目に☑をつけ、変更後の内容を記入してください）

利用者	☐	フリガナ			※氏名変更によりカードの再発行が必要な場合はチェックをつけてください。
		氏名	（姓）	（名）	☐ カードの再発行を希望
	☐	同・別居の別	同居　・　別居		
	☐	住所	〒　　－		
連絡先	☐	電話番号	☐ 変更　－　－ ☐ 削除	☐ 変更　－　－ ☐ 削除	
申請者	☐	フリガナ			生年月日：昭和　・　平成　年　月　日
		氏名	（姓）	（名）	
		利用者との続柄	父　・　母　・その他（　　）		
	☐	住所	☐ 利用者住所と同一（※利用者と同一住所に転居した場合は、住所は記入不要） 〒　　－		

（R06.12 S3 231 －）